

議案第58号

寒川町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について

寒川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年8月25日提出

寒川町長 木 村 俊 雄

提案理由

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、条文の整理を図るため提案する。

寒川町条例第 号

寒川町認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

寒川町認可地縁団体印鑑条例（令和7年寒川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第19条第1項第1号ト」を「第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

寒川町認可地縁団体印鑑条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(代理人による申請等) 第13条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第19条第1項第1号ト</u>の代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体にあつては、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条第1項の申請を代理人により行うことができるものとする。 2・3 (略)	(代理人による申請等) 第13条 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号) <u>第18条の3第1項第7号</u>の代理人(以下「代理人」という。)を置いている認可地縁団体にあつては、第4条の申請、第9条第1項若しくは第2項の届出又は第11条第1項の申請を代理人により行うことができるものとする。 2・3 (略)

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。